二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年六月八日農林水産省告示第八百号

二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年六月八日農林水産省告示第八百二号（二に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県尾鷲市大字南浦字左杣三五八九の二（次の図に示す部分に限る。）、字祖父木屋三六二五の五、三六二七から三六二九まで、字真砂奥滑二六二二、二六三四から二六三七まで、二六四三、二六四四、字真砂深谷二九〇二の一二から二九〇二の一六まで、字矢ノ川金木屋二二四〇の一、古江町字真谷五六、一五八の一から一五八の三まで、字平松一の四、大字行野浦字深谷六の一、六の五九、字深谷山一〇、字六千山五、字弁慶岩四の一、字浜ノ林一一の一、曽根町字上間野三六七の一から三六七の四まで、北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字穴ノ谷八四の二、八六、九〇、九〇の二、九〇の三、九二、九三、九五、九八、一〇〇、一〇一、海山区相賀字ヌタノ尾一七七一・字楠崩一七八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七八四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県尾鷲市名柄町字桂谷四九の四から四九の一二まで、四九の一四から四九の三二まで、四九の三六から四九の三九まで、四九の四一、五五、五六の二から五六の四まで、五七、五七の二、五九の一、五九の二、六〇の一から六〇の五まで、六九から八〇まで、八三から八六まで、字十両山八八、八九、九一、九三の一から九三の一一まで、九四、九七、字シノフ谷一〇二の一から一〇二の六まで、一〇六の一、一〇六の二、一〇八、字水呑谷一〇九の一から一〇九の五まで、一一二、一一二の一、一二二の二、一二三、一二三の一、一二四、一二四の一、一二五、一二五の一、一二七、字上ノ山一二八、一二八の一、一三二の二、一三三の一、一三五の一、一三六、一三八の一、一四〇の一、一四五、一四六の一から一四六の八まで、一四六の一〇、一四六の一一、一四七、一四八の一、一四八の二、一四九から一五一まで、一五四の二、一五四の三、二五七、字清水谷二九一から二九七まで、二九八の一、二九九、三〇〇の一、三〇一、三〇一の一、三〇一の二、字羽山谷三〇二、三〇三、三〇四の一、三〇四の六から三〇四の一三まで、三〇五、三〇七の一、三〇七の二、三三八から三五四まで、三五四の一、三五五、三五五の一、三五六から三六〇まで、三六一の四から三六一の八まで、三六三の一、字炭徳谷三六四の一から三六四の一五まで、三六四の一七、三六五の一、三六六から三七〇まで、三七五、三七七、三七八、三七八の一、三七九から三八二まで、四〇二、四〇三、字湯捨谷三八三、三八五から三八八まで、三八八の一、三八九から三九二まで、三九四、三九五の一から三九五の四〇まで、三木里町字片面八〇から八二まで、八三の一、八三の二、八四の一、八四の二、八五、八五の二、八六、北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字大船一九九六から一九九九まで、二〇〇〇から二〇〇二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇〇三、二〇〇四・二〇〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備